



# 美浦村アプリをご活用ください

■問合せ 総務課 ☎029-885-0340 (内) 205

災害発生の直後からしばらくは、被災地やその近隣に住んでいる家族や知人の安否を確認しようと通話やメールが集中するため、電話が繋がりにづらくなったり、メールの送受信に時間がかかる状況になることもわかっています。

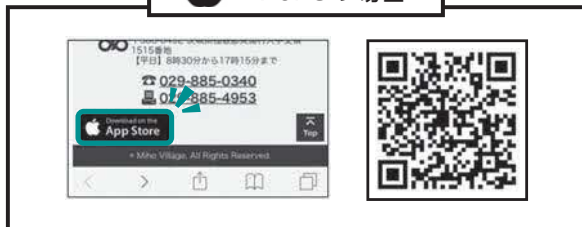
しかし、パケット通信を利用した「アプリ」による情報の受信は、この影響を受けにくい仕組みとなっており、美浦村ではこれらの手段を活用して、災害発生時の対応力向上と情報伝達手段のさらなる多様化を図るため、「美浦村アプリ」を提供しております。美浦村アプリでは、災害情報だけでなく、美浦村に関する最新情報や観光情報・映像・広報紙等の資料について提供しています。お手持ちのスマートフォンに「美浦村アプリ」をインストールして、どうぞご活用ください。



## 美浦村アプリのインストール方法

お持ちのスマートフォンで、村ホームページを開き、トップページの最下部左側にあるアイコンをクリックするかQRコードを読み込んでいただくことによって、美浦村アプリをインストールすることができます。クリック後、表示される説明にしたがってインストールしてください。  
※インストールは無料ですが、受信には通信料がかかり、金額は利用者の契約内容によります。

### iPhoneの場合



### iPhone以外の場合



新たな生活を始めた新婚夫婦への支援として、住居費や引っ越し費用の一部を補助します

## 令和4年度美浦村結婚新生活支援事業

上限  
**30**万円

### ◎主な要件は？

- ・令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に、婚姻届を提出し受理されている。
- ・美浦村に居住又は、転入・転居の届出をしている。
- ・夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下である。
- ・夫婦の所得額の合計が400万円未満である。  
※貸与型奨学金を返済している場合は、令和4年中の返済額を所得から控除できます。

### ◎対象経費となる経費は？

- ・新規に美浦村内に住宅を取得した際の費用
- ・新規に美浦村内の住宅を賃借する際に要した費用（賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料）  
※ただし、勤務先から住宅手当の支給を受けている場合は、当該手当分を除きます。
- ・婚姻に伴う引越に要した費用
- ・リフォーム費用

### ▶申請方法

必要書類を揃えて、申請期間内に役場総務課にご提出してください。  
※申請方法や提出書類などの詳細については個別に説明しますので、申請を希望される方は村ホームページをご覧くださいか、役場総務課にお問い合わせください。



■問合せ・申請先 役場総務課 ☎029-885-0340 (内) 204・205